

一般社団法人新潟電設業協会 定款

平成23年5月9日 制定

平成24年4月1日 施行

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人新潟電設業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、電気工事に関する諸問題について調査研究し、経営の合理化、技術の向上及びその交流を図り、もって公共の福祉に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気工事技術の総合的調査研究及びその成果の発表
- (2) 電気工事に関する合理化の研究
- (3) 電気工事に関する資料の収集
- (4) 電気工事に関する資材、器具及び工具の調査研究
- (5) 官公庁その他関係機関に対する要望、建議並びにその諮問に対する答申
- (6) 電気工事に関する技術の向上及び能率の増進に寄与するための教養、教育の実施
 - (イ) 講演会、視察見学、講習会の開催
 - (ロ) 技能者の養成
- (7) 会員の福利厚生に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び会費

(資格及び種類)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 建設業許可を受け、新潟県内において電気工事を行う法人（新潟県内に本店を置くものに限る。）又は個人で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力するもの
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同し、電気工事に関する豊富な知識又は経験を有するもの

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければ

ばならない。

- 2 入会等に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。
- 3 第1項の承認を得た者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- 4 会員が死亡した時、会員の相続人で会員たる資格を有する者の一人が他の相続人の同意書を提出し、相続開始後30日以内に加入の申込をしたときは、相続開始の時に会員になったものと見なす。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、会長に届出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は解散したときは退会したものと見なす。
- 3 会員の退会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

(除 名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、総会の決議により除名することができる。

- (1) 会費を6か月以上納入しないとき。
 - (2) この法人の名誉をき損し、またはその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
 - (3) この定款その他の規則に違反し、または会議の議決事項に従わないとき。
- 2 会員の除名に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の抛出金品は返還しないものとする。

(届 出)

第11条 会員又は相続人が次の各号の一に該当する時は、遅滞なくその旨会長に届出なければならない。

- (1) 名称及び所在地を変更したとき。
- (2) 会員の死亡及び相続をしたとき。
- (3) 法人又は団体の代表者が変更したとき。
- (4) 事業を廃止したとき。
- (5) その他必要と認められる事項。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成し、賛助会員及び特別会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 理事会が招集の必要を認めたとき

(2) 総正会員の議決権5分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して総会の招集の請求があったとき

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的記録によって議決権を行使できることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

3 総会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における正会員の議決権は、1会員につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席しない正会員は、理事会で定めたときは、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の出席する正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、書面で議決権を行使した正会員又は議決権の行使を委任した正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が出席正会員の中から指名する2名の議事録署名人は前項の議事録に署名押印する。

第5章 役 員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 16名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

4 役員に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、法人である正会員を代表してこの法人に対してその権利を行使する者として会長に予め届け出た者又は個人である正会員の中から、総会の決議によって選任する。ただし、理事のうち1名、監事のうち1名は、正会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長の命を受けて業務を執行する。

5 会長、専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期等)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 役員の報酬及び費用に関して必要な事項は、総会の決議により別に定める。
(責任の一部免除)

第27条 この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任賠償額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第28条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 第21条第2項に定める理事の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。
- 2 前項前段の場合において、議長は理事としての議決権を行使することができない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会及び事務局

(委員会)

- 第34条 この法人の事業を行うため、必要に応じ理事会の決議を経て委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
 - 3 委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(事務局)

- 第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ収入、支出することができる。この場合の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

3 第1項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた第3号の貸借対照表については、遅滞なく公告するものとする。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
- (剰余金)

第42条 総会は、会員に剰余金を分配する旨の決議をすることができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は近藤一彦、業務執行理事は渋谷年男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 4 社団法人新潟電設業協会の諸規程等は、一般社団法人新潟電設業協会の諸規程等として引き継ぐものとして、法人格の表記は読み替えるものとする。